



## 新設分割計画書

エイベックス株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社がその事業に関して有する権利義務の一部を、新たに設立するエイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第 1 条（新設分割）

分割会社は、本計画に定めるところに従い、別紙1記載の事業（以下「本件事業」という。）に係る第6条第1項記載の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

### 第 2 条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりである。

商号：エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社

本店の所在地：東京都港区南青山三丁目1番30号

目的及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項：定款（別紙3）に記載のとおり

### 第 3 条（新設会社の設立時役員の名及び設立時代表取締役）

1. 新設会社の設立時役員の名は以下に定めるとおりとする。

(1) 設立時取締役：加藤 信介、松田 大介

(2) 設立時監査役：野村 知栄

2. 新設会社の設立時代表取締役は以下に定めるとおりとする。

(1) 設立時代表取締役 加藤 信介

### 第 4 条（効力発生日）

新設会社の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の理由により必要な場合は、取締役会決議によりこれを変更することができるものとする。

### 第 5 条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

1. 新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。

2. 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

### 第 6 条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 設立時資本金  
1億円

### 第 7 条（分割により承継する権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、別紙2記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。

2. 分割会社は、2019年4月1日から効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、計算書を作成してその内容を新設会社に交付する。

3. 本件分割による分割会社から新設会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第 8 条（移転手續）

1. 新設会社による承継に関して、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、分割会社が協力してその手續を行う。

2. 前項の手續に要する登録免許税その他一切の費用は、分割会社及び新設会社の折半負担とする。

### 第 9 条（簡易分割）

分割会社は、会社法第805条の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

**第 10 条 (競業避止義務)**

分割会社は、本件分割に関わらず、本件事業について、競業避止義務を一切負わないものとする。

**第 11 条 (分割条件の変更及び契約の解除)**

分割会社は、効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由により、資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合及び本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

**第 12 条 (本計画の効力)**

本計画は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

**第 13 条 (協議事項)**

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、分割会社がこれを決定する。

[以下余白]

2020年 5月 14日

分割会社

東京都港区南青山三丁目1番30号  
エイベックス株式会社  
代表取締役 松浦 勝人



別紙1

（本件分割の対象となる事業）

- 1 分割会社において保有する新事業推進本部の新事業開発グループに関する事業
- 2 分割会社において保有する新事業推進本部の新事業戦略投資グループに関する事業

**別紙2**  
(承継権利義務明細表)

1. 承継する資産

- 1 流動資産
- 2 固定資産

2. 承継する負債

- ① 流動負債
- ② 固定負債

3. 承継する雇用契約

承継会社が承継する雇用契約は、本契約締結日現在において分割会社に関する本件事業に主として従事し、かつ効力発生日の前日まで引き続き本件事業に主として従事する分割会社の従業員全員に係る雇用契約とする。但し、効力発生日の前日までに分割会社及び本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

(対象者は別途合意)

**別紙2.1**

(承継しない資産として除外するもの)

本件事業に属する分割会社の資産のうち、新設会社が承継しない資産は以下のとおりである。

- ・ 本件事業に関する売掛金、未収入金等の金銭債権で効力発生日の前日までに金額が確定した金銭債権

**別紙2.2**

(承継しない負債として除外するもの)

本件事業に関する負債のうち、乙が甲から承継しない負債は以下のとおりである。

本件事業に関する買掛金、未払金等の債務のうち効力発生日の前日までに債務金額が確定した債務

**別紙3**

(エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社 定款)

エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社 定 款  
(英文 : avex business development Inc.)



エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社と称し、英文では、avex business development Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) タレント、モデル、アーティスト、クリエイターの育成並びにマネジメント
  - (2) 芸能プロダクション、モデルプロダクションの経営
  - (3) キャラクター商品の企画、デザイン及び販売
  - (4) イベント、コンサートの企画及び運営
  - (5) 広告の企画及び制作
  - (6) 人材派遣業
  - (7) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
  - (8) 旅行業法に基づく旅行業
  - (9) 旅行に関する情報提供サービス
  - (10) 宿泊施設アメニティや調度品などの企画、制作、仕入及び販売
  - (11) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、制作、運営、管理、販売、配信及び請負
  - (12) スマートフォン及びタブレット端末向けのアプリの企画、制作、構築、販売、運営及び管理
  - (13) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信、販売業務
  - (14) オーディオ機器の輸出入及び販売
  - (15) 絵画、美術品の販売
  - (16) 古物の売買
  - (17) スタジオの管理及び運営
  - (18) 株式の保有、売買並びにその他の投資事業
  - (19) 有価証券の投資、売買、保有及び運用並びに投資コンサルティング
  - (20) 経営コンサルタント業
  - (21) アパレル及び美容に関する新たな事業の企画立案及び実施
  - (22) 前(1)から(21)の各事業を営む企業に対する投資
  - (23) 前(1)から(22)に附帯する一切の業務
2. 前(1)から(23)の各事業を自ら行うこと

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によ

って電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は8,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する必要があるときは、代表取締役が、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。社長に事故あるときは、当該株主総会議長を選出する。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法309条2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第16条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第18条 株主総会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第19条 株主総会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第5章 監査役

(監査役)

第21条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の任期)

第22条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第23条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第25条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第26条 前条の剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第27条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、2,000株とし、その引受額は1株につき金5万円とし、設立に際して出資される財産の価額は、金1億円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、会社設立の日から2021年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表取締役社長 加藤信介

設立時取締役 加藤信介、松田大介

設立時監査役 野村知栄

(発起人の氏名又は名称、引受株式数)

第30条 発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して引き受ける株式数は、次のとおりである。

東京都港区南青山三丁目1番30号

エイベックス株式会社

2,000株

以上、エイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社を設立のため、本定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

2020年6月23日

(発起人) 東京都港区南青山三丁目1番30号  
エイベックス株式会社代表取締役社長  
黒岩 克巳

